

登園届(保護者記入)

ハピネス保育園南境 施設長 殿

園児名 _____

(該当疾患に☑をお願いします)

✓	病名	登園の目安
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過してから
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから
	百日咳	特有の咳が消失してから又は、5日間の適正な抗菌剤治療が終了してから
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師が感染のおそれがないと認めてから
	急性出血性結膜炎	
	風しん	発しんが消失してから
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めてから
	髄膜炎	
	大腸菌感染症	抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって菌陰性が確認されてから
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	とびひ	発疹が乾いていること

(医療機関名) (年 月 日受診)において

- 1 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断された
- 2 診断時に医師に登園可能な状態を確認し、登園の目安に記載されている療養期間を経過した
年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。